

〔第五番田村福二〕消火栓の使用料を主収するのみ

〔所長訓練使用の場合〕ある

〔議長田村幾太郎〕本件につき異議の有無を会議に諮り修正案通り決定する旨を告ぐ

日程才四議案才五二号 寄附受領に属する件

〔議長田村幾太郎〕本件を提案する旨を告げる

書記 朗 読

〔助役 原案につき説明

〕議長田村幾太郎〕本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定する旨を告げる

日程才五〔議案才五二号〕福生町固定資産評価審査委員改選につき同意を求める件

〔議長田村幾太郎〕本件を提案する旨を告ぐ

書記 朗 読

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

〔助役 原案につき説明

〕議長田村幾太郎〕本件につき総務委員会にて審議したので委員長より報告させる

〔総務委員長田村利一〕村野和助氏の任期満了に近つたので委員会としては村野委員は非常に熱心で適任者であるので再選に同意したのである

〔議長田村幾太郎〕本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定する旨を告げる

日程才六議案才五三号 指定寄附受領に関する件

〔議長田村幾太郎〕本件を提案する旨を告げる

書記 朗 読

〔所長 消防自動車購入については総務部と消防の合同委員会にて審議し國庫補助三八万円の内示があり〕起債について

巻
五

は運動中である 又富士見通り下水工事の請願書
を交付した時分五十四円よりこれは一部の受益であるので
建設委員会にて十五万円の寄付が出来れば着工すると
議決したものである現在八万四千円に上つてゐる

一議長(田村幾太郎)消防自動車購入につては治安委員長より報
告せしめる

一治安委員長(高橋三郎)本件につては総務治安の合同委員会にて
審議し現在の自動車は使用不能に近いため寄付を要し
て購入することに決定した

一議長(田村幾太郎)富士見通下水工事につては建設委員会にて
審議したのぐ委員長は報告せしめる

一建設委員長(野島海)町長より説明のあつたとありである委員
会としては受け入れに決定したのぐである

第十三番(船木甚平)工事費はどの位か

一建設委員長(野島海)五十七万八千四百円である

一議長(田村幾太郎)本件につては異議の有無を会議に諮り原案通り
決定する旨を告げる

署名 議員 選挙

一議長(田村幾太郎)署名議員選挙は指名推薦により議長は指名す
る旨を諮り全会一致指名推薦と決定する

一議長(田村幾太郎)左の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一致
で決定する

高橋 彦市

田村 政一

石川 武雄

一議長(田村幾太郎)福生町議会の閉会を告げる

終了午後五時五十五分

右会議の顛末を記載しその相違なることを証するためここに署名する

昭和三十九年八月九日

福生町議会

議長

田村繁太郎

議員

高橋彦市

全

田村政一

全

石川武雄

東京都西多摩郡福生町役場

福生町議会々議録

一 昭和三十九年九月十四日福生町議会臨時会を福生町役場に招集した
一 出席した議員は左の通りである

田村政一

石川武雄

森田茂一

井上頼太郎

田村福一

設楽美知

瀬古清孝

高橋三郎

貫井伊作

野島 毎

村尾種吉

船木甚平

並木竹松

森田幸彦

橋本雄一

田村幾太郎

森田誠重

村野茂平

村野盛一

村尾四郎

田村利一

一 会議予件は左の通りである

一 東京都町村合併計画の策定に関する意見の答申について

一 都費補助土木工事施行について

一 福生町々会に關する條例制定について

一 地方自治法才百三十一條の規定により、會議を伴、説明のため、主席を求めたもの、左の通りである。

町長 森田幸造 助役 秋山誠一
總務課長 大野忠一

一本会の書記は左の通りである。

書記 工野重勝

一 議長(田村幾太郎) 九月十四日午前十一時十分開会と出づる。

一 議長(今) 一 本日の議事を日程を報告する。

日程才一(議案才五号) 東京都町村合併計画の策定に關する意見の答申について

日程才ニ(議案才五号) 都費補助土木工事施行について

日程才三(議案才五号) 福生町々会に關する條例制定について

東京府西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

日程才一(議案才五号) 東京都町村合併計画の策定に關する意見の答申について

一 議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる。

一 町長 原案につき説明する。

一 議長(田村幾太郎) 原案につき、異議の有無を會議に諮り、全会一致原案通り決定する旨を告げる。

日程才ニ(議案才五号) 都費補助土木工事施行について

一 議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる。

書記 朗読

一 助役 補助町道八号線の工事は本案以外に延長して原谷戸下水迄を施行し、工費の總額は五萬五千円となり、地えより十五万円の寄附申出があり、受領した旨を説明する。

一 議長(田村幾太郎) 建設委員会の審議の結果の説明を求める。

建設委員長 本件の路線は非常に悪く地元よりの強い要望により実施することとした

議長(田村幾太郎) 本件につき、更議の意思を会議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

日程才三(議案才五号) 福生町々会に属する條例制定について

議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書記 朗読

助役 原案につき理由を説明する

議長(田村幾太郎) 総務委員会の審議の結果の説明を求む

総務委員長 総務委員会及び町会長会議の幹部と協議の結果本案の

工程となつた旨を説明

副会長(井上頼太郎) 副会長の制度は設けなかつた

助役 事実上はあるが條例の上では規定しなかつた

東京府西多摩郡福生町役場

才五番(田村福二) 名称を町内会長とした方が適当と考える

総務委員長 名称については何等審議の課程になつたか従来は名称を

その儘使用した

才五番(村野吉平) 才五番才二項の住民の福祉云々は町議会会の任務と混同

されるおそれがある

議長(田村幾太郎) 本件につき更議の意思を会議に諮り全会一致原案

通り決定する旨を告げる

署名議員送呈

議長(田村幾太郎) 署名議員送呈は指名推薦により議長が指名する旨

を決定する

議長(田村幾太郎) 左の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一致承

認する

森 田 七 一

井上頼太郎

田村福一

一議長(田村幾太郎)午前十時三十分会議を閉じ福生町議会を閉会
するに目をつけてる。

右会議の顚末を記載しその相違のないことを証するたのこゝに
署名する。

昭和二十九年九月十四日

福生町議会 議長

田村幾太郎



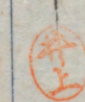
議員

森田七世一



全

井上頼太郎



全

田村福一



東京都西多摩郡福生町役場

福生町議会々議録

昭和三十年四月五日午時二時福生町議会臨時会を福生町役場に
招集した。

出席した議員は左の通りである

才一番

田村政一

才二番

石川武雄

才三番

森田七世一

才四番

井上頼太郎

才五番

田村福一

才六番

設楽美知

才七番

瀬古清吉

才八番

高橋三郎

才九番

中野七五郎

才十番

貫井伊作

才十一番

野島 毎

才十二番

村尾禪吉

才十三番

船木甚平

才十四番

並木丁松

才十五番

森田幸藏

才十六番

橋本雄一

才十九番

森田誠重

才二十番

鮎沢美代子

オ三十一番	村野茂平	オ三番	村野盛一
オ三十三番	村尾四郎	オ三十四番	西村 節
オ三十五番	田村利一	オ三十八番	高橋多市
一 会議事件は左の通りである			
一 町立学校々舎増築について			
一 寄附受領に關する件			
一 福生町税賦課増収条例の一部改正について			
一 建物一部貸与について			
一 地方自治法オ百三十一条の規定により会議事件の説明のため出席した者は左記の通りである			

町長	森田幸造	助役	秋山誠一
総務課長	大野忠一	税務課長	貫井茂代次
民生課長	橋本孝男	建設課長	眞田 眞

産業課長 高水 求

一本会の書記は左の通りである

書記	森田 猛	上野重勝
----	------	------

一 議長 午後二時三十分開会を告げ、議事日程を報告する

日程オ一 議案オ三十七号 町立学校々舎増築について

オ二 寄附受領に關する件

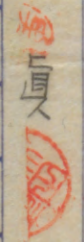
オ三 福生町税賦課増収条例の一部改正について

オ四 建物一部貸与について

一 議長 上記議案を提案し書記に朗読せしむ

一 助役 原案は既に予算議決を得たものであると事業議決を要する旨の説明

一 議長 本件について異議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決



定する旨を告げる。

一議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる

日程オニ議案オニ八号 寄附受領に関する件

一助役 オニ小学校 オニ小学校 各PTAよりそれぞれ 学校備品について

寄附の申出があり受領したい旨を述べらるる

一議長 原案につき要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定す

る旨を告げる

一議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる

日程オニ議案オニ九号 福生町税賦課金収支例の一部改訂について

道路運送車輛法施行規則の一部改訂に伴い、原動機付自転車の税率

が一、五〇円、八〇円、一〇〇円の三段階となる旨を説明

一税務課長 これにより、原動機付自転車は一ニ〇台より更に五〇台位増加する。

これは昭和三十年度より適用となる旨を述べらるる

一議長 本件につき要議の有無を会議に諮り全会一致原案通り決定する

旨を告げる

一議長 三時四五分休憩する旨を告げる

五時四〇分再会する旨を告げる

一議長 左記議案を提案し書記に朗読せしむる

日程オニ議案オニ十号 建物一部貸与について

一町長 東京都農業改良相談所に庁舎の一部を貸与したい旨を説明

する

一議長 本件につき要議の有無を今議に諮り全会一致原案通り決定する

旨を告げる

一オニ十五番 左記の動議を提出する

福生町議会議員定数條例（昭和二十二年条例オニ九号）の改訂について

一オニ十五番 オニ十五番議員の動議に賛成する

一才八番 才十五番議員の動議に賛成する

一議長 右動議について要議の有無を諮り全会一致議事日程に追加提案する旨を告げる

一議長 左記議案を提案し書記に朗読せしめ
日程才五議案才三十一号福生町議會議員定款條例(昭和三十一年条例)

一議長 本件につき要議の有無を今議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

署名議員選挙

一議長 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する旨を諮り全会一致指名推薦とする旨決定する

一議長 左記の者と指名し一名毎に今議に諮り全会一致承認する旨を告げる

東京都西多摩郡福生町役場

才二十番

鮎沢 美代子

才二十一番

村野 幸子

才二十二番

村野 盛一

一議長 午後五時 福生町議会の閉会を告げる

右会議の顚末を記載し相違ないことを認めるためここに署名する

昭和三十一年四月五日

福生町議会

議長

議員

森田 誠重

鮎沢 美代子

村野 喜平

村野 盛一

是の議案を

々

東京都西多摩郡福生町役場